

中世語りものにおける「ナラバ」

—「ナラバ」選択の背景を中心に—

川原 賀代子

1. はじめに
2. 「ナラバ」伸長における位置
3. 完了性・非完了性から
4. 音節数から
5. おわりに

1. はじめに

仮定条件表現におけるナラバの発達については、凡そこれまで先学によって明らかにされたように、^{〔註1〕} 古代から中古まで仮定条件表現を担ってきた「未然形+バ」からこの「ナラバ」（以下「」をつけた場合は広義の「ナラバ」とする）が独立していき、その後上接語の種類を拡大していくなかでその他の活用語の「未然形+バ」を凌駕し、語のレベルから文相当句までも承接するに至るといふ大きな流れで捉えられる。又意味の面においては、本来の「非完了性」仮定から「完了性」仮定までも表すようになるが、その際、活用語連体形に接続するモノナラバという形が「ナラバ」の発達に先行するという。

以上のように「ナラバ」の大きな流れは明かにされている訳であるが、その中にあって中世の語りもの代表的な存在でもある「幸若舞曲」や近世初期の「説経節」に現れた「ナラバ」は、些か他の資料とは異なる様相をみせていることも同時に指摘されている。しかし、これらに対する解答は未だ出されていない。

筆者もこれまで「幸若舞曲」を中心に「語りもの」の仮定条件表現に関連して幾つの特徴を述べた際、この「ナラバ」の多用に対する問題意識を保留という形で残してきた。^{〔註2〕} そこで今回は、先学によって明かにされた「ナラバ」の発達における「語りもの」、特に「幸若舞曲」と「説経節」に現れた「ナラバ」からその位置を確

認するとともに、未解決となっている「ナラバ」多用の選択の背景を明かにすることを目的とするものである。

その調査・考察にあたっては「幸若舞曲」と素材の面において関連の深い『平家物語』『義経記』『曾我物語』、そして室町末期の口語資料の一つとして『天草版平家物語』を前回にひき続き使用した。^[註3]

2. 「ナラバ」伸長における位置

「幸若舞曲」「説経節」においてナラバが多用されているという状況が指摘されたのは具体的には以下の小林賢次氏の以下の記述である。(下線は川原)

小林賢次 1979Aより

室町時代の口語資料に至ると、「活用語＋ナラバ」はますます発達し、この「動詞連体形＋ナラバ」も広く用いられているのであるが、抄物では非完了性仮定の方が多いのに対して（史記抄の場合、完了性のもの約十四例、非完了性のもの約六十五例）、キリシタン資料では完了性仮定の用法が多く（天草本平家物語の場合、完了性のもの約二十三例、非完了性のもの約八例。天草本伊曾保物語の場合は、完了性のもの約四例、非完了性のもの約五例ではほぼ同数。）、また狂言では両者ほぼ同数という状態であり、その用法としては、資料による相違が大きい。

また、幸若舞曲・説経節の場合は完了性・非完了性の別を問わず「動詞連体形＋ナラバ」の例が濫用されているところに特徴がある。

そこで具体的にその割合をその他の形式と比較して示したのが〈表1〉である。

〈表1〉について、まず概観したい。表の中段が「ナラバ」に関連する項目となっているが、この所謂「ナラバ系」の割合が高くなるのに比例して上接語も拡大していることがこの表からも看取できる。その伸長の過程として「活用語＋体言＋ナラバ」が「活用語＋ナラバ」に先行するという傾向も確認することができる。また各資料を比較すると、やはり『幸若舞曲』（『幸若舞曲』の時は資料とした『文禄本』のこと）と『説経節』の形式別の使用割合傾向の近さ及び「活用語＋体言＋ナラバ」・「動詞連体形＋ナラバ」の割合の高さが指摘できる。

そこで以下、この〈表1〉に基づいて各形式毎に上接語に注目してまずは「幸若舞曲」「説経節」の位置を把握したい。

〈表1〉 活用語（助詞を含む）承接形式別語数

	平家物語%		義経記%		曾我物語%		幸若舞曲%		天草版平家物語%		説経節%	
	語数	割合	語数	割合	語数	割合	語数	割合	語数	割合	語数	割合
動詞未然形+バ	124	64.2	173	73.3	139	63.5	201	42.6	61	36.1	57	22.0
助動詞未然形+バ	28	14.5	28	11.9	49	22.4	42	8.9	16	9.5	2	0.8
形容詞未然形+バ	0	—	2	0.8	0	—	0	—	0	—	0	—
活用語+体現+ナラバ	21	10.5	4	1.7	17	7.8	66	14.0	7	4.1	67	25.9
動詞連体形+ナラバ	7	3.6	4	1.7	13	5.9	144	30.5	24	13.2	115	44.4
助動詞連体形+ナラバ	1	0.5	1	0.4	0	—	2	0.4	13	7.7	1	0.4
形容詞連体形+ナラバ	0	—	0	—	0	—	3	0.6	2	1.2	6	2.3
助詞命令形+ナラバ	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	3	1.2
助詞+ナラバ	0	—	0	—	0	—	3	0.6	5	3.0	3	1.2
タ+ナラバ	0	—	0	—	0	—	0	—	22	13.0	0	—
活用語+ナラバ	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	2	0.8
タラバ	12	6.2	24	10.2	1	0.4	11	2.3	19	11.2	3	1.2
	193	100	236	100	219	100	472	100	169	100	259	100

2-1 モノナラバについて

〈表1〉における「ナラバ系」（「活用語+体言+ナラバ」から「活用語+ナラ」までの項目の合計）の各資料別の割合は、『平家物語』15.2%、『義経記』3.8%、『曾我物語』13.7%、『幸若舞曲』46.2%、『天草版平家物語』43.2%、『説経節』76.8%となり、この数字から資料間のまとまりを示すと『義経記』／『平家物語』『曾我物語』／『幸若舞曲』『天草版平家物語』／『説経節』と四つに区分できる。しかし、『幸若舞曲』と『天草版平家物語』を詳しく見ると、これらの資料の差が自ずから明らかになる。具体的には『幸若舞曲』では「動詞連体形+ナラバ」（30.5%）に続く形式として「活用語+体言+ナラバ」（14.0%）が挙げられるが、『天草版平家物語』では「タ+ナラバ」（13.0%）が「動詞連体形+ナラバ」（14.2%）とほとんど同じ割合で用いられている。その意味ではこの「活用語+体言+ナラバ」形式を同じように多用している『説経節』の方に近いということになる。

又、この形式の方にひきよせて言うならば〈表2〉から分かるように「活用語+体言+ナラバ」の主要表現である「活用語+モノナラバ」こそが「活用語+ナラバ」と同様に『幸若舞曲』『説経節』の仮定条件表現の主たる形式なのである。

さて〈表2〉には『平家物語』『曾我物語』（『義経記』は用例自体が少ないので割

〈表2〉 活用語接続のコトナラバ・ホドナラバ・モノナラバ・ナラバの語別割合

	平家物語		義経記		曾我物語		幸若舞曲		天草版平家		説経節	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ホド・コトナラバ	5	24.4	3	33.3	1	3.3	8	3.7	5	6.9	1	0.5
モノナラバ	16	55.2	1	11.1	16	53.3	58	26.6	2	2.7	66	33.5
活用語+ナラバ	8	27.6	5	55.6	13	43.3	152	69.7	66	90.4	128	65.0
合計 / %	29	100	9	100	30	100	218	100	73	100	197	100

合は考察に入れない)と『幸若舞曲』の間に「モノナラバ」から「ナラバ」へと移行する過程もみて取られるが、更に、この変化の時点は次に〈表3〉としてあげるモノナラバの上接語の変化の時期とも一致するのである。尚、表に入れていない『義経記』(1例)『天草版平家物語』(2例)のモノナラバの上接語はいずれも動詞である。

この〈表3〉において注目したいのは編みかけを特に施した助動詞の部分である。完了系の助動詞のツル・ヌルに承接した例が見られたのは『平家物語』と『曾我物語』、つまり〈表2〉においてモノナラバがナラバをその割合で上回っていた時までで、『幸若舞曲』では「モノナラバ」は完了系の助動詞に承接することはない。これは何を意味するのであろうか。まず、当然でてくる仮説としてはモノナラバの意味の変化の可能性が考えられる。勿論、ここでいう意味領域というのは仮定条件を更に二つに分類するところの完了性・非完了性の問題である。これについては次節において

〈表3〉 モノナラバの上接語別語数

		平家物語	曾我物語	幸若舞曲	説経節
動詞		8	13	28	46
形容詞		0	0	4	4
助動詞	ヌル	2	2	0	0
	ツル	6	0	0	0
	ヌ	0	0	19	7
	(ラ)ルル	0	1	2	8
	(サ)スル	0	0	5	0
	タ	0	0	0	1
合計	%	16	16	58	66

詳しく述べていくつもりである。又そのことに関連して問題点としては『説経節』の「タ+モノナラバ」についてもあげておきたい。この「タ+モノナラバ」はこれまで「タ+ナラバ」の過渡的な段階をうかがわせるものとして捉えられている〔註4〕が、これについても『説経節』の「モノナラバ」を把握することで又別の視点から付け加えることがあるのではないかと考えている。

2-2 ナラバについて

〈表1〉で既に示したようにナラバに上接する語も『平家物語』『義経記』『曾我物語』と『幸若舞曲』以降では大きく異なっており、その点から『幸若舞曲』の位置を先にあげた軍記物群より『天草版平家物語』により近い位置で捉えられる。ただし、前項でも既に指摘したように、『幸若舞曲』『説経節』と『天草版平家物語』の大きな違いとして『幸若舞曲』『説経節』では「タ+ナラバ」形式が全く見られないという点がある。このタナラバについては小林賢次1979Bによると、『天草版平家物語』以外に『虎寛本』にも358例(タラバ・タナラバ・「活用語+ナラバ」)の合計の75.2%みられる、言わば室町末期頃から用いられた口語の一つと解釈される。併せて、タナラバと同じ意味領域を持つとされる、タラバも『幸若舞曲』で11例(2.3%)、『説経節』に至っては3例(1.1%)とほとんど用いられていないに等しい状況である。ちなみに小林賢次1979Bによると、口語資料と称されるキリシタン文献、狂言本、抗物において、タラバはナラバと対峙する形で用いられているという。もしこのようなタラバ・タナラバが使用されていないという状況からのみ判断するならば、『幸若舞曲』『説経節』では口語を用いていないということになるかもしれない。しかし、逆に『幸若舞曲』や『説経節』はタラバ・タナラバを選択せず、ナラバ・モノナラバを選択したのだと言うこともできる。更に、その点にこそこれらの語りもの資料なりの選択理由をもとめるべきではないだろうか。ここでタラバ・タナラバを使用していないことイコール文語的とはいかない理由として最もタラバの用例数の少ない『説経節』から次の例をあげたい。

①塩屋の煙と書かれ漣は、さて浦風吹くならば、一夜はなびけと読まうかの。尺ない帯と書かれ漣はいつかこの恋成就して結び合はうと読まうかの。

「をぐり」(225-2)

②なうなう、いかに姉御様。さてそれがしは自害せうと思う漣が、御身に名残が惜しうてに、これまで参りてござあるぞ。

「さんせう太夫」(102-11)

③御台所はさても我が夫の、今夜のうちに忍び出でさせたまう漣よ。

「かるかや」(30-12)

④今が初めのことならば、船路売るとも、陸を売るともすまい漣と思ひ、…

「さんせう太夫」(89-1)

タラバ・タナラバが用いられる基盤として、助動詞のタの成立が必要条件としてあると考えられるが、①②③④であげたように『説経節』でも助動詞のタをみることはで

きる。ただその用法としては、やはり連体形が多いという点はあるにしても一応タラバ・タナラバが出現する基盤はあるのである。にもかかわらず、『説経節』においてはタラバは僅か3例にとどまっているのは、やはりナラバ・モノナラバを選択することに意味があると考えるのが自然ではなからうか。

又、『幸若舞曲』『説経節』のナラバの活用語以外の上接語をみるとナラバに関してはむしろ口語資料に非常に近い様相をみせているのである。

⑤和田へなれば義盛へ、十郎へならば祐成へさせとは仰なくて何事も思わうずる方へさせとは、和田に差すならば十郎の恨みあり。又十郎に差すならば、和田の恨みあり。
『幸若舞曲』和田酒盛（9才）

⑥山へなれば山へ、浜へなれば浜へ、一つにやつてたまはれ

『説経節』さんせう太夫（111-13）

⑤⑥はそれぞれ格助詞に続く例であるが、従来からの「ト+ナラバ」ではなく「ヘ+ナラバ」が使われている点は『史記抄』などでも指摘のあるところである。又更に文相当句を承接した例として次の⑦⑧⑨のように「動詞命令形+ナラバ」も『説経節』には3例みられる。

⑦落ちよなれば落ちうまで。おもどりあつてたまはれの。さんせう太夫（114-11）

⑧わつばとては知らぬども、誓文をたていなれば、立て申すべし。

さんせう太夫（122-2）

⑨誓文を立ていなれば立て申すべきぞ。

さんせう太夫（123-10）

この、動詞の命令形に接続する「ナラバ」は小林賢次1979Aによると、『史記抄』に2例、『虎明本』に1例あるという。例としては少ないが、その存在は「ナラバ」の接続助動詞な用法につながるものとして注目されている。このように「ナラバ」の上接語の拡大の点においては口語を反映した資料と比べてもかけ離れた様相ではないのである。

以上本節で明かにした「ナラバ」の様相についてまとめると、軍記物語・語りものの流れにおいてもモノナラバがナラバに先行する形で伸長し、その後ナラバが主要形式となるに至ってその上接語が拡大するという傾向はその他の資料による傾向と一致するものであった。しかし、その一方で『幸若舞曲』や『説経節』ではタラバ・タナラバが用いられたその他の口語資料とは性格を異にしていた。

以上のことからこれら語りものの位置を求めるならば、中世口語資料の言葉に近い位置にあるものの、口語と別の次元において独自の発達をしたものであるという位置が想定される。

これらのことをふまえた上ではじめにあげた問題の所在を明らかにすると次のようなことになる。

- (1)『幸若舞曲』『説経節』でナラバ・モノナラバが多用されたのはなぜか。
- (2)ナラバ・モノナラバの選択にはどのような要素があるか。

そしてその取り組みとして、まず『幸若舞曲』『説経節』のナラバ・モノナラバにおいて完了性・非完了性はどのように分類されるか、そして音節数によって語の選択はなされていないかという二点から考察を進めていきたい。

3. 完了性・非完了性から

3-1 完了性・非完了性について

仮定条件についてその意味領域から完了性・非完了性に分類することは松下大三郎氏の御論考に端を発する^{〔註5〕}が、以後その分類についての定義が先学諸氏によってうちたてられ^{〔註6〕}凡その定義は一つの方向に定まってきたといえる。その最も簡潔かつ明瞭な定義が小林賢次氏によってなされているので次に参照したい。

小林賢次1996 「条件表現の体系とその分類」『日本語条件表現史の研究』P11

完了性仮定条件……未来時において、動作・作用の完了した場合を仮定するもの。
非完了性仮定条件…現在の事実に関連する仮定や、現在あるいは過去の事実に反する仮定（反実仮想）など、完了性以外の一切の仮定をさす。

ところが実際に用例の把握に際して運用しようとする時、完了性・非完了性はその名称とは別に、内容の上からでは対立的には捉えられないという点、意味による判別という点において分類に困難が予想される。先のような定義を提示なさった小林賢次氏もこの区別を常に施行なさる一方で、判断に困るものが多いことも同時に述べておられる。

しかしながら、多くの先学諸氏が仮定条件表現の論考で採用され、その上で明らかになされてる仮定条件表現の大きな流れの中で各資料を位置づける為には是非取り入れなければならない視点である。また調査対象とする中世のナラバについては、言わばそれ以前の「未然形+バ」から独立した本来の用法から如何に拡大したか、又ナラバ

に遅れて成立するタラバのような形で関わっているのが焦点となる。そうなると当然のことながらこのそれぞれの形式の意味領域へも踏み込まなければそれぞれの形式の発達は説明できないのである。そのような条件下にあってタラバ・ナラバと関連の深い、この完了性・非完了性という分類が非常に有益であるとする。

従って、以上のような理由から小稿でも先にあげた小林賢次氏の定義に則って、それぞれの用例について完了性・非完了性の別をつけていくつもりである。

3-2 「活用語+ナラバ」について

ナラバが承接する活用語は〈表1〉に示したように、『幸若舞曲』『説経節』共に「動詞連体形+ナラバ」が圧倒的に多く、『幸若舞曲』で144例(30.5%)、『説経節』で115例(44.4%)とそれぞれの全体数の中でも主となる表現形式であったことは既に確認した通りである。更に「ナラバ系」の中での「動詞連体形+ナラバ」の割合をみると『幸若舞曲』で66.1%、『説経節』で58.4%となり、若干『幸若舞曲』の方が動詞連体形に接続する割合が高いようである。これについては『説経節』でのモノナラバの進出が関与していることが大きな原因と考えられる。このことはナラバの意味内容になんらかの変化をもたらしているのであろうか。

そこで「動詞連体形+ナラバ」について完了・非完了という視点から検討したところ(『幸若舞曲』に16例、『説経節』に20例ある「その儀にてあるならば」という表現について慣用表現として捉え考察からはずしている。従って『幸若舞曲』は128例、『説経節』は95例での検討ということになる。)、以下のような結果となった。

『幸若舞曲』は完了性が52例(40.6%)、非完了性は76例(59.4%)、又『説経節』では完了性が58例(61.1%)、非完了性が37例(38.9%)であった。意味上の分類ということで微妙な点もあるが、数度用例検討においても割合として算出するとほぼ同様の結果となり、これら二つの資料において、完了性非完了性の割合は『幸若舞曲』で4対6で若干非完了性に傾いており、『説経節』では6対4でこちらは逆に完了性の方が僅かに上回っているという状況になることをここで確認した上で、次に具体的に例をあげて完了性・非完了性の分類を示したい。

まずは完了性と判別したものから幾つかのパターンに分けてみていくことにするが、次の⑩～⑯の例は前件の行動・状況が成立したと仮定した場合に自動的に生じる行動・状況を推量した完了性仮定の形式で『幸若舞曲』で多く見るパターンである。

⑩武蔵、此勸進帳を高く持て読むは後ろなる人々に読まれうず。又低く持て読

むならば、前なる富樫にそれはといはれ、悪しかりなん。

『幸若舞曲』「勸進帳」(13才)

⑪四国西国の舟共が付なれば弥富貴たるべし。『幸若舞曲』「築島」(2才)

⑫扱も熊谷つれなく命ながらへ武蔵の国に下り、直家が母にあひて討たれたると言
えなれば眼路の母がなげくべし。『幸若舞曲』「敦盛」(10ウ)

⑬若しも不忠を致すなれば神慮の憎まれ蒙て秀平が子孫絶えぬべし。

『幸若舞曲』「秀平」(6才)

⑭今こそかやうにあるとも変はるならひのあるなれば又憂き目にもあひぬべし。

末造子細なからんは出家姿にしかじとて… 『幸若舞曲』「鞍馬常盤」(1ウ)

⑮ここで自害をするならば、浜路にござる姉御様のさぞや名残りが惜しかるべき

『説経節』「さんせう太夫」(102/5)

⑯自らむなしくなるならば、何といふとも屋形には、御台がなうてはかなふまじ

『説経節』「あいごの若」(313/14)

又、次の⑰～⑳ように前件と後件が時間的な推移の関係になっているものがあり、これも完了性仮定の一つのパターンとなっている。

⑰不覚なり、若どもよ。さればにや汝等は源氏の大将たるべき身がかく不覚に見ゆるが、明々日になるならば六波羅方へ生取られ今若はおとなしきとて六条河原で
きらるべし。『幸若舞曲』「伏見常盤」(5才)

⑱弥生の比になるならば花見がてらの詣では御慰みも多かるべし。

『幸若舞曲』「靡常盤」(6才)

⑲あのこ三歳になるならば、父かな母かな、命の恐れあるべき。

『説経節』「しんとく丸」(175/13)

⑳愛護の若を観世音に申し受けしその時、三歳になるなれば、父か母かに命の恐れ
のあるべしと仏勅受けて 『説経節』「あいごの若」

次の㉑～㉕の例は前件が成立した場合に限って後件を約束するもので、これも前件の成立が条件になっているという点で完了性仮定と考えられ、これらは祈願・誓約・脅迫などの場面で用いられることが多い。

㉑もしも空しくなるならば孝養の其為の奈良の都に大加藍を建立すべし。

『幸若舞曲』「大織冠」(38ウ)

㉒我日本に着衣冠なれば、唐土の寺をまなび金剛峰寺と額を打って高麗唐土の神仏を
勸請し申しあれにて御目にかからん。 『幸若舞曲』「笛巻」(12オ)

㉓偽る気色あはなればやがて夫のごとくになすべし。『幸若舞曲』「信太」(30ウ)

㉔病本復するならば、必ず下向には、一夜の宿を参らすべし

『説経節』「をぐり」(280/13)

㉕太夫が売ると知るなれば、自ら知らせ申さうぞ

『説経節』「さんせう太夫」(88/8)

次は前件が成立した場合の次の行動・状況を後件において命令するもので、この表現は特に『説経節』に多く見られたが、これも完了性と捉えられよう。

㉖貝ばし一つたつならばすはや武蔵めが最後ぞと思召、北方のみまん堂にて清き自
害おはしませ。 『勸進帳』(5ウ)

㉗自らむなくなるならば、あのしんとく丸によき目掛けてたびたまへ

『説経節』「しんとく丸」(177/6)

㉘明日になるならば、急ぎ河内に下向せよ。 『説経節』「しんとく丸」(160/7)

以上⑩～㉘であげたような例は、いずれも前件の結果が後件の状況を生む契機となっているもので、口語訳するならば「～たら・～た時には・～た場合には」などとなるものである。ところで『説経節』の中には、次の㉙のように接続助詞的に使われているものもあった。

㉙胎内の七月半にまかりなる緑児は、生まれ成人するならば、男子にてあるならば、
名をば石道丸とお付けあつて、出家にないてはまはれよ。女子にてあるならば、
それは御台のともかくも。 『説経節』「かるかや」(16/6)

㉙の編みかけを施した方は普通であれば「て」と置かれるところであろうし、意味を考えると「生まれ成人する」ことが完了することがやはり条件となっているので、当然後に続く下線を施した「あるならば」とは意味的に異なっていることがわかる。従って、このような例の場合も完了性仮定とした。

次に非完了性仮定の用例を示したい。非完了性は先的小林賢次氏の定義にあったように「完了性以外」という様々な仮定表現を表すが、それを更に大きく二つに分ける

とまず一つは現在の事実に関連して前件で条件をのべるものがあるだろう。用例は③⑩～⑳。

③竜王をたばかるならば舞と管弦にて謀るべし『幸若舞曲』「大織冠」(37オ)

⑩昔を取るならば源氏の大将、当世様を取ならば清盛宗盛の公達でましますが…
『幸若舞曲』「鳥帽子おり」(37オ)

⑫世が世にて鳥帽子親を取るならば源氏にては鎌倉殿、平家ならば小松殿の御前にて鳥帽子を着うずる人々が、時世に従ふならひとて、傍輩を頼み来ることのあはれさよ。
『幸若舞曲』「元服曾我」(10オ)

⑬弟御供申すならば兄は国にとどまって老体の父母がならふずる様を見果てよ
『幸若舞曲』「八嶋」(9オ)

⑭おとこが五貫に買ふならば、それがしは先約束にてあるほどに、一貫撒いて六貫に買はう
『説経節』「さんせう太夫」(90/9)

⑮形見の物のあるならば我に見せよと仰せけり。
『幸若舞曲』「山中常盤」(11ウ)

⑯哀れとおほしめすならば、一夜を貸してたまはれ
『説経節』「あいごの若」(329/5)

⑰過去の行ひめでたうて、人間と生れをなすならば、長者と生れをなせ。
『説経節』「しんとく丸」(159/2)

今一つは過去・現在を含めて事実を仮定する場合で、以下の⑳～㉑の例がその例にあたる。

⑳法師になるならば先さきに飲むべけれ共男になるうへ祐成飲めとのたまへば…
『幸若舞曲』「小袖乞」(13ウ)

㉑敵ゆるすならばおとしたくはおもへども許さねば力なし
『幸若舞曲』「たか館」(8ウ)

㉒最後の体を見るならばかほどに物は思ふまじ『幸若舞曲』「満仲」(20オ)

㉓殺さいておくならば、都の国司を従座婿に取りて、富貴の家と栄えんものを
『説経節』「さんせう太夫」(143/10)

以上のような例を非完了性としたが、このようにみえてくると、ナラバについては『幸若舞曲』『説経節』共に完了性・非完了性を兼ね備えた形式で、その意味にも特

別偏りは見られなかった。

3-3 「活用語+モノナラバ」について

「幸若舞曲」の動詞の連体形に接続するモノナラバが完了性仮定の用法を主とするものとなっていることは、先に『大頭左兵衛本』を資料となさった小林賢次氏も指摘されたことであるが、^{〔註7〕}今回資料とした「幸若舞曲」『文禄本』^{〔註8〕}においてもやはり、同様の傾向を見ることができる。具体的には「動詞連体形+モノナラバ」（以下モノナラバという時は動詞連体形に接続するものを指すことにする）28例中26例が完了性仮定を表しているとは判断できるものである。その一端を示すと以下のである。

⑫自らが目の前にて亀を害する物なれば九百九十九たすけたる生物が無にならん
「小袖乞」（9オ）

⑬平家一円の御代ともなる物なれば君の位を奪い取て天下は闇と成るべき也
「靡常盤」（4ウ）

⑭見おふずる物なれば山伏の法にて有間悦の貝を二つ三つ吹かうず
「勸進帳」（5ウ）

⑮そむき給ふ物なればふし漬け申さばや
「百合若大臣」（19オ）

⑯御神事をつとむる物なれば宇佐八幡も御知見あれ、是非長者が婿にとって四方に
四万の蔵を建て、数多の寶をそへてえさせうず
「鳥帽子おり」（26オ）

⑰ちっともたてつく物なれば計らへ
「景清上」（4オ）

つまり『幸若舞曲』においてはモノナラバは凡そ完了性仮定専用の表現形式であるということがいえるのである。これに対して『説経節』のモノナラバは全46例中、非完了性が25例、完了性21例でほぼ拮抗しているといつてよい。ここでは非完了性を表す⑮～⑰のモノナラバの例をあげてその存在を確認しておくことにする。

⑮所知を賜るものなれば、小国ばし好むなよ。太夫は孫子の末も広き者のことにて
候へば、大国を賜れと好むべし。構えて構えて忘るな。

「さんせう太夫」（142/13）

⑯熊野本宮湯の峰に御入れあつてたまはるものなれば、浄土よりも薬の湯をあげ
き。

「をぐり」（276/13）

⑰命を措るものなれば、自らが先祖をぞ、今は語りて聞かすべし

「さんせう太夫」(103/11)

㊦御申しあるものならば、さしてとがむる人はござあるまじ

「をぐり」(229/11)

ただし、「さんせう太夫」と「をぐり」に偏っている点は例からもわかる通りである。しかしながら『幸若舞曲』との違いは割合からも明らかである。つまり、『幸若舞曲』のモノナラバが完了性仮定専用の表現形式となっていたのに対して、『説経節』ではナラバと同じく完了性・非完了性とがほぼ同じ割合で共存する形式であったのである。

ここでこの『幸若舞曲』と『説経節』のモノナラバの意味領域の違いに関して補足しておきたい。これについては、前節で既に指摘した完了系(ツル・ヌル)との接続関係からも説明できる。完了系の助動詞に承接した「ツルモノナラバ」「ヌルモノナラバ」が見られたのは『平家物語』ら『曾我物語』までであったが、これらの「動詞連体形+モノナラバ」もやはり次にあげるように完了性・非完了性が共存していた。

㊦もしし損ずるものならば悪霊死霊となりて命をうばふべし『曾我物語』(212/7)

㊦もしきこゆるものならばひとへに御辺の所為と存じ長くうらみたまつるべし

『曾我物語』(183/3)

㊦我ら三人よりあふものならば、いかで本意をとげざるべき『曾我物語』(213/7)

㊦かねて取けたまはるものならばなどや面々に引出物申さであるべき

『曾我物語』(68/10)

㊦㊦が完了性、㊦㊦が非完了性である。「ナラバ」の元来の意味としては非完了性であったことや、この時期はナラバの発達初期であったことを想起すればその状況は不自然ではない。そのような時期に完了形の助動詞に接続する例が見られることをこれらと合わせて考えると、先に述べたように『幸若舞曲』では完了系の助動詞に接続する例が皆無であったことは、とりも直さずモノナラバが『幸若舞曲』において完了性仮定に専ら傾いていたことと一致するのである。それでは『説経節』での共存状態をどう説明するかということになるだろうが、この点についても次の例㊦によって説明を加えたい。

㊦今にも弟が山からもどりたものならば、「姉は弟故に、責め殺された」とお申し

あつて、よきに御目をかけて、お使ひあつたまはれの。

『説経節』「さんせう太夫」(118/1)

小林賢次1979Aでも一例しか報告されていない例なのであるが、この完了を表すタに接続している状況はモノナラバが『説経節』において再び完了性・非完了性未分化の形式となったことと無縁ではなからうと考える。勿論その基盤としてモノナラバの多用があることは言うまでもないことであるし、又そうなるとこの例はタナラバへの過渡期の例というよりも、モノナラバ自身の問題として捉えるべきではなからうか。

以上完了性・非完了性の意味的な分類による検討から次のようなことが分かった。

- | |
|---|
| <p>(a)『幸若舞曲』において動詞の連体形に接続するモノナラバは完了性専用として、又ナラバは若干非完了性の割合が高いものの、完了性・非完了性の両方を兼ね備えた形式として部分的な分担がなされていた。</p> <p>(b)これに対し、『説経節』ではモノナラバもナラバも若干の差は認められるものの、完了性・非完了性の両方を兼ね備えた形式であった。</p> |
|---|

このように語の割合からは同じ傾向に見えた『幸若舞曲』と『説経節』のナラバ・モノナラバの様相にも実際は内容的に異なる点があった訳だが、この意味的な分類だけではまだナラバ・モノナラバの選択の背景にあるものがはっきりしない。確かに『幸若舞曲』では意味によって分かれる部分もあったが、ナラバにおいては完了性・非完了性は共存している為、完了性仮定を表そうとする際に何を基準にナラバ・モノナラバが選択されているのかがこれだけでは分からない。無論『説経節』に至っては意味からはナラバ・モノナラバの選択の事情は不明である。

そこで次節では音節数という視点からこの問題を検討していくことにしたい。

4. 音節数から

語りものにおいて、それが「語られる」ものである限り、当然音節数という制限になんらかの形で関連することは予想に難くない。問題は、その際どのような区切りを持つのかであるが、『幸若舞曲』『説経節』のモノナラバ・ナラバに関しては、それが承接する動詞の連体形の音節が2音節か、又は3音節以上かという視点で凡そ傾向が分かれるようである。

まずは〈表4〉から『幸若舞曲』の方から音節数別のナラバ・モノナラバの選択状況を見ると、2音節についてはほとんどがナラバを選択しているのに対し、3音節以上となるものについてはナラバとモノナラバがほぼ同率である。ここで前節の末尾の結果(a)を思い出したい。『幸若舞曲』において、ナラバは意味の面から完了性・非完了性を兼ね備えた形式であったのに対してモノナラバは完了性専用といってよい形式であったのである。このことは同時にモノナラバをとった3音節のものが全て完了性であるということも意味する。

〈表4〉 幸若舞曲の音節数別のナラバ・モノナラバの選択状況

	2音節		3音節以上	
	ナラバ	モノナラバ	ナラバ	モノナラバ
ナラバ	96	98.0	32	55.0
モノナラバ	2	2.0	26	45.0
	98	100	58	100

では、ナラバを選択する3音節以上の用例はどうであろうか。その用例の一端を以下示したい。尚、前節の用例⑥⑦⑧もこの例に該当する。

- ⑦長田が心憂はるなるば一所に有りても何かせん 「鎌田」(14ウ)
- ⑧打ち捨て通るなるば御身の難も有るまじき。わつぱが科も逃るべし
「鳥帽子おり」(4ウ)
- ⑨若君の野の末山に隠れ忍びてましますを、捜し出させ給なるば草の陰にて幸寿丸嘆かんことも不憫なり
「満仲」(22ウ)
- ⑩西国方にて討たれずし、御供申して下るなるば壇生の小屋に立ち寄り宿取りたつたらむもこれにはいかでかまさるべき
「八嶋」(4ウ)
- ⑪明け暮れ嘆き沈むなるば冥土におもむく兄弟が猶も修羅の苦をうけん
「岡山」(4ウ)

これらの例のような非完了性の例は32例中の29例を占め、このことから3音節以上の動詞の連体形が非完了性を表す際にはナラバを選択するという事情がうかがえよう。つまり『幸若舞曲』においては、2音節のものがナラバを、そして3音節以上のものがモノナラバを選択する傾向があるとはいうものの、モノナラバの意味領域が専ら完了性を表すものであるために、非完了性を表す場合は3音節以上の動詞については、凡そ非完了性はナラバ、完了性はモノナラバという形式を選択するという点で相補分布をなしているといえる。

さて、それではナラバ・モノナラバがそれぞれ完了性・非完了性を兼ね備えていた

〈表5〉 説経節の音節数別のナラバ・モノナラバの選択状況

	2音節		3音節以上	
	ナラバ	モノナラバ	ナラバ	モノナラバ
ナラバ	108	88.5	7	17.9
モノナラバ	14	11.5	32	82.1
	122	100	39	100

『説経節』ではどうかということになるだろう。ここで〈表5〉を参照したい。2音節については『幸若舞曲』よりも若干偏りがなくなっているがそれでも9割がナラバを選択しており、又逆に3音節以上のものについては、モノナラバにつく例が8割と大きく割合を伸ばしている。尚、3音節以上のものでナラバ選択した7例のうち3例は「本復する」

「成就する」という漢語サ変動詞であるが、これを「名詞」と「する」に分けて換算すれば、3音節以上の動詞の連体形もナラバ対モノナラバは1対9の比率となる。

この『説経節』のナラバ・モノナラバについて現れた状況については、言うまでもなくモノナラバの意味領域の変化が起因しているといつてよいものだろう。

つまり『説経節』においては、ナラバ・モノナラバの選択にあたって作用していたのは、ほぼ2音節か、3音節かという音節数であったのである。

そこで本節で明らかにしたことをまとめると次のようになる。

(c)ナラバ・モノナラバの選択に際し、『幸若舞曲』では音節数と共に完了性か非完了性かという意味がその選択に関与し、又『説経節』では音節数によってナラバ・モノナラバが選択されていたのである

これは先にあげた問題点(2)の解答ともなる。

5. おわりに

これまでの結果をうけて冒頭に掲げた問題点(1)について考えを述べたい。

何故『幸若舞曲』及び『説経節』でナラバ・モノナラバが多用されたのか。端的に言えば、音節数の調節において便利だったのである。段階を追って説明するならば、まずナラバが伸長した段階でこれら語りものにおいて採用され、一つの形式として確固たる位置を築いていった。そしてその際モノナラバは完了性を表す表現として機能した。そして同時に「2音節動詞連体形+ナラバ」と「3音節以上動詞連体形+モノナラバ」という音節数に関わる組合せも取り入れられていた。この組合せによって前者の合計は5音節となり、又後者についても常に前が何音節であってもモノナラバに

よって5音節が保つことができるのであった。これは、語りものの文節として（特に接続部において）最も多く用いられる^{〔註9〕}「5音節」という数を自由に形成できるという利便性に基づく選択行われていたことを示すものである。そして『幸若舞曲』から『説経節』に見られる変化は、『説経節』がこの利便性を積極的に取り入れた結果と解釈するのが最も自然であろう。繰り返しになるが、これがナラバ・モノナラバが多用された大きな理由ではあると考える。ちなみに、この音節数と接続部の関連については曲節を考慮に入れた形での考察を別稿にて用意しているところである。

最後にこれまで述べてきたことをまとめておきたい。軍記物語に素材を得て語られた「幸若舞曲」が「未然形+バ」から「ナラバ」へ移行し、ナラバを仮定条件に取り入れるという点においては、中世末期のキリシタン文献や狂言などに匹敵するものであった。しかし、そのナラバの選択は同時に語りもの特有の音節数にうまく適合できる仮定条件形式の一翼を担うものとして定着した。そして、その仮定条件形式に関する選択は、後の語りものである「説経節」において益々顕著に現れたのであった。又、このことは語りものと称される一群において文体的な共通性（あるいは継承というべきか）と発展があったことを示すものでもあると考える。

このような国語史の流れにおける「語り言葉」（というものを仮に設定するならば）の位置とその独自性を明らかにすることも今後の課題の一つである。

〈註記〉

〔註1〕 特に小林賢次氏の『日本語条件表現史の研究』の「第一章 条件表現史概観」P17～P35を特に参照させて頂いた。

〔註2〕 拙稿「幸若舞曲の仮定条件表現－「未然形+バ」衰退の内部事情－」『筑紫語学研究 第7号』P18で既に取り上げている。

〔註3〕 使用した資料は次の通りである。

『義経記』『曾我物語』は「日本古典文學大系」を、そして『平家物語』『説経節』は「新潮古典集成」。『幸若舞曲』は『天理図書館善本叢書 舞の本 文禄本』を資料とした。又『天草版平家物語』については江口正弘先生著の「天草版平家物語の仮定法について－「未然形+バ」の用法を中心に－」『国文学攷』（135・136）の数値等を参照させて頂いた。

〔註4〕 小林賢次1979B「仮定表現形式としてのタラバとタナラバーキリシタン資料

・狂言台本を中心に『新大國語』(5)の中で、「タモノナラバ」の例としては〈表1〉の範囲では(ここには説経節の例が入る)という一例のみであり(やはり完了性仮定の例となっている)、実際にはそれほどの勢力を有することなく終わってしまったかもしれない。ただ、「タナラバ」の用いられていない説経節正本に「タモノナラバ」が現れていることは、その過渡的な段階をうかがわせるものとして注意される。」と述べていらっしやる。

[註5] 松下大三郎1928の『改撰標準日本文法』勉誠社(543頁)に次のようにある。

(1)花咲かば告げやらむ。(咲いたらば) 君来ば一夜語らむ。(来たらば)

(2)君行かば我も行かむ。(行くならば) 急がば回れ。(急ぐならば)

の(1)は完了態で(2)は非完了態である。口語では(1)は「……たらば」と云ひ、(2)は「……ならば」と云ふ。

[註6] 以下の先学のお考えを指す。

木下正俊1966の「条件法の構造」『国語国文』35

- ・完了性が未然的事態の予想といふ、時間さへ経てば成立可能な内容の仮定をあらはすものであつたのに対して、これ(非完了性)は実現性零の事柄をわざと仮想した、いはゆる裏命題の内容を表はしたり、さきの必然確定の根拠生産関係に近い内容を……デアルカラニハ、……デアル以上ハと虚構する形で叙べる前提法である。

阪倉篤義1958「条件表現の変遷」『国語学』33にて提示された「偶然仮定」「必然仮定」「恒常仮定」の定義も参照させていただいた。

[註7] 小林賢次1979Aの中で次のように述べていらっしやる。

「特に幸若舞曲(大頭左兵衛本)の場合、「動詞連体形+モノナラバ」十七例すべてが(中略)完了性仮定と認められるものとなっているのである。」

[註8] 『文禄本』については拙稿「ては」条件文の一側面『筑紫語学研究』第6号の〈註1〉で既に述べた通り。

[註9] 麻原美子氏によれば、「浜出」の中で5音のものが32%を占め、音節の中で最も出現率が高いという。『幸若舞曲考』P674を参照。

又、大江の舞(福岡県山門群瀬高町大江において現在も舞われる幸若舞)現行の「那須の与一」を録音し、分析したところ、5音のものは28.2%で(3音は21.7%、4音は31.4%、7音節は10.9%)、やはり主要な音節であることが確認できた。更に接続部及び文末における文節数としては5音が抜きん出て多く、52.2%を占め、3音の7.7%、4音の18.6%と比べても、接続部及び文末での

多用が確認できる。尚、この分析に際しては、舞手の語り及び正本についての諸点を参考にした。

〈参考文献〉

◇仮定条件表現に関連して（本文中及び註中で詳しく述べたもの以外）

- 松下大三郎 1928 『改撰標準日本文法』 勉誠社
- 阪倉篤義 1958 「条件表現の変遷」 『国語学』 33
- 木下正俊 1966 「条件法の構造」 『国語国文』 35
- 小林賢次 1979A 「中世の仮定条件に関する一考察 -ナラバの発達をめぐって-」
『中田祝夫博士功績記念国語学論集』 勉誠社
- 小林賢次 1979B 「仮定表現形式としてのタラバとタナラバ
-キリシタン資料・狂言台本を中心に-」 『新大國語』 5
- 小林賢次 1991 「条件表現の歴史」 『講座日本語と日本語教育10日本語の歴史』
明治書院
- 阪倉篤義 1993 「条件表現の変遷」 『日本語表現の流れ』
岩波セミナーブックス45 岩波書店
- 益岡隆志編 1993 『日本語の条件表現』 くろしお出版

◇幸若舞曲に関連して

- 麻原美子 1980 『幸若舞考』 新典社
- 『幸若舞曲研究』 一巻 吾郷寅之進編 三弥井書店 1979
- 『幸若舞曲研究』 二巻 上に同じ 1981
- 『幸若舞曲研究』 三巻 上に同じ 1983
- 『幸若舞曲研究』 四巻 吾郷寅之進・福田晃編 1986
- 『幸若舞曲研究』 五巻 上に同じ 1987
- 『幸若舞曲研究』 六巻 上に同じ 1989
- 『幸若舞曲研究』 七巻 上に同じ 1992
- 『幸若舞曲研究』 八巻 福田晃・真鍋昌弘編 1994
- 『幸若舞曲研究』 九巻 上に同じ 1996
- 『幸若舞曲研究』 十巻 上に同じ 1998